



AME-SOUL・FC 規約書

# AME-SOUL・FC 規約

## 1. 名称

当会は、AME-SOUL・FC 熊本と称す。

## 2. 事務局

本会に事務局を置く。

熊本事務局

〒862-0969 熊本県熊本市良町5丁目3-98

事務局長 井上 孝志

上益城事務局

〒861-3105 熊本県上益城郡嘉島町上六嘉 2246-3

副事務局長 栗崎 勝

## 3. 目的

地域の青少年の心身の健全な育成を、サッカーを通じて図ることを目的とする。

## 4. 活動

前条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) サッカーを主とした練習
- (2) 他クラブとの交流活動（合宿、試合などへの参加）
- (3) レクリエーションや地域活動への参加
- (4) その他目的達成に必要な活動

## 5. 入会資格

本会の入会資格は、中学三年生までの幼児、児童、生徒で、保護者の同意の下、入会手続きを完了した者とする。

## 6. 会費

- (1) 入会・登録費は一名につきジュニア・ユース / 小学生高学年 10000 円とする。  
小学生低学年は 3000 円とする。これは年度初めに収集する。
- (2) 会費は一名につき月額 中学生 6000 円、4～6 年生 5000 円、  
1～3 年生 3000 円、幼児 2000 円とする。  
会費は、前月末までに納入することを基本とする。
- (3) 納入された会費はいかなる場合にも返還できないものとする。
- (4) 長期（3 ヶ月以上）の会費未納となった場合は、会員資格を取り消しとする。

## 7. 会計

- (1) 会費は、公認団体への登録費用、用具の購入、スポーツ保険料、対外試合の参加費およびその他の諸経費等に使用する。
- (2) 会計年度は 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日までとする。

## 8. 総会

- (1) 本会の総会は 4 月に開催し、保護者会を招集する。
- (2) 総会は、3 分の 1 以上の出席で成立とする。欠席の時は委任状の提出において委任することができる。
- (3) 審議事項は、
  - ①前年度の活動報草
  - ②前年度の会計報告
  - ③次年度の活動計画
  - ④規約改正について
  - ⑤その他必要とされる事項
- (4) 保護者会長もしくは保護者会が必要と認めたときは、臨時総会を開催する。
- (5) 臨時総会は、会員の 3 分の 2 の出席において成立し、委任はすることはできないものとする。

## 9. 休部

- (1) 休部希望の場合は、休部届けを提出する。この場合、会費は半額とする。
- (2) 会活動による怪我により休部する場合にも休部届けを提出する。この場合、会費は 3 分の 1 とする。
- (3) 届出がない場合は、会費を収集する。無届での長期（3 ヶ月以上）の欠席は会員取り消しとする。

## 10. 退会

退会を希望する者は、退会届を提出する。

## 11. 安全管理

- (1) 会員は、入会と同時に、スポーツ保険に加入する。
- (2) 会員の会活動で事故があった場合には、スポーツ保険の適用範囲内とする。  
但し、それ以外の責任については一切問わない。

## 12. 指導者

- (1) 原則として、有資格者および有資格見込みの者に依頼する。
- (2) 指導者は子どもの成長を第一に考え、将来を見据えた指導を行い、これからのサッカー人生の礎となるように指導を行う。
- (3) 代表もしくは監督が必要と認めたときは、指導者会議を開催する。
- (4) 指導者会議は、本会の目的達成に必要な活動を推進するために開催する。

## 13. 保護者

- (1) 保護者は、何事にも積極的に協力すること。
- (2) 試合での起用法、作戦等、または練習方法については監督・コーチに一任する。
- (3) 会員の規律を乱したり、会員としてふさわしくない行為・言動があった場合は、監督・保護者会長・副会長での協議の上処分を決定する。
- (4) 送迎は各自で行うことを原則とする。

## 14. クラブ生規律

- (1) グラウンド解散時は、必ずゴミを5つ以上持ち帰ること。
- (2) 率先して自分から挨拶をすること。
- (3) 勉強とサッカーを両立させ、どちらも手を抜かないこと。

## 15. その他

- (1) 指導者、クラブ生、保護者が協力して、地域に根ざしたチーム作りを目指す。
- (2) 練習・試合時は個々のレベルに応じたクラスでの活動となる。クラスの変更は、保護者の承認を得ることを原則とする。